

認証基準

取組項目		配点	備 考	
1. 障がい者雇用率	2.9%以上～ 3.8%未満	1	※障がい者雇用率及び重度障がい者雇用割合は、申請月の前月以前1年間の実績による。	
	3.8%以上～ 5.6%未満	2		
	5.6%以上～ 7.4%未満	3		
	7.4%以上	4		
	【特例子会社】 障がい者雇用率	60.0%以上～ 80.0%未満		1
		80.0%以上～100.0%未満		2
		100.0%以上～120.0%未満		3
		120.0%以上		4
	【就労継続支援A型事業所】(※1) 重度障がい者雇用割合 (重度障がい者雇用者数 ÷全障がい者雇用者数)	10.0%以上～ 20.0%未満		1
		20.0%以上～ 30.0%未満		2
30.0%以上～ 40.0%未満		3		
40.0%以上		4		
2. 就労系障害福祉サービス事業所の製品等の販路拡大 + [法定雇用率以上]	無償により就労系障害福祉サービス事業所の製品等の販売スペース提供	1	※原則、申請月の前月以前1年間の実績があること。	
3. 就労系障害福祉サービス事業所への優先発注 [年額] (※2) + [法定雇用率以上]	50万円以上～100万円未満	1	同上	
	100万円以上～500万円未満	2		
	500万円以上	3		
4. 障がい者の職場実習 + [法定雇用率以上]	常時受入	1	同上	
5. 障がい者の職場定着 [平均雇用継続期間] + [法定雇用率以上]	1年6ヶ月以上3年未満	1	同上	
	3年以上	2		
6. その他 + [法定雇用率以上]	障がい者の就労支援に関し、特に寄与すると認められる取組について、北海道障がい者就労支援推進委員会に諮った上で、個別に認証 【例】 ① 無償により就労系障害福祉サービス事業所の製品等のネット販売(※3：一定のアクセス数が確保される場合に限る) ② ジョブコーチの配置(※4：企業在籍型職場適応援助者) ③ 障がい者を多数雇用する障がい者団体又は当制度での認証取得企業への優先発注(※2)(※5)	1～2	同上	
		13点		

※1 A型事業所については、サービス利用者を除いた職員で、従前の項目による算定を行うほうが有利の場合は、従前の算定方法による。

※2 優先発注とは、あらかじめ、就労系障害福祉サービス事業所に対する契約予定額を優先契約枠として年度ごとに知事に届け出た上で、結果的に当該予定額以上の契約を就労系障害福祉サービス事業所と行うことをいう。

※3 一定のアクセス数とは、トップページの1日の平均アクセス数(直近1年間平均)が100件以上のものとする。

※4 企業在籍型職場適応援助者(ジョブコーチ)とは、障害者雇用促進法施行規則第20条の2の3第1項に規定する事業主が自ら配置するものをいう。

※5 認証取得企業への発注については、年額500万円以上の発注額を要件とする。

※認証1ポイント以上で、道の委託業務等に係る総合評価競争入札制度でポイント評価される。

※認証2ポイント以上で、中小企業総合振興資金の事業革新貸付の対象となる。

なお、金融機関の審査の結果によっては、融資を受けられない可能性がある。